

竹島問題補遺

— 島根県竹島問題研究会最終報告書批判 —

内 藤 正 中

(元鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所所長・島根大学名誉教授)

Supplement to the Takeshima Island Problem

NAITO Seichu

キーワード：領土紛争 (territory dispute)

竹島=独島 (Takeshima Island)

日朝関係史 (history of Japan-Korea relations)

1 はじめに

2007年3月、島根県が設置した竹島問題研究会は、2年間の期間を終えて、最終報告書として『竹島問題に関する調査報告書』を発行した。研究会は、島根県による「竹島の日」条例制定を機に、歴史的にも国際法上からも竹島は日本の固有領土であることを実証するために設置され、竹島問題をめぐる論点整理と関係資料を募集することを目的としていた。こうして最終報告書では、序文に当る下條正男座長の「竹島の日条例から二年」のなかで、研究会としては「竹島問題の論点整理に従事」とともに、「文献に語らせることに重きを置いて」研究に取り組んできたと、その活動について述べている。

だがしかし、『最終報告書』では、いうところの「論点整理」はみられない。1年前の中間報告書では、その冒頭で「論点整理」ということで、1965年の時点での日韓両国政府の主張をあげるとともに、2005年6月に韓国側が英文で発表した「独島、6世紀以来韓国の領土」のなかで主張されているのは、次の4点であるといっていた。

- ①独島が韓国領土となるのは、512年、歴史的に于山島、三峯島、可支島、石島と呼ばれてきた。
- ②安龍福の活躍で、鬱陵島と独島は朝鮮領になった。
- ③1900年の勅令第41号で、独島は鬱島郡の所属になった。一方日本も、1877年の地籍編さんのさい、太政官が竹島を日本領土から外した。
- ④1946年の連合国最高司令官総司令部指令で、独島は朝鮮領となった。

こうした韓国側の主張についてはどこまでも下條流のまとめにすぎないが、それを下條座長は問題があるので、研究会の課題として検討・検証する必要があるといていた。しかし、何故か同じ時期の日本側の主張は取り上げていない。韓国側だけをあげて日本側のものは取り上げないのでは、論点整理にならないのではなからうか。こうして下條流の整理に主導されて、研究会での作業は韓国側の主張を批判することだけに終始して、日本政府の主張は問題外として顧みないという特徴をつくってきた。日本政府と島根県が主張する竹島固有領土説は自明のこととされ、1905年のリヤンコ島の日本領土編入についても正面から向き合おうとしないのが、研究会の『中間報告書』であった。

したがって私は、「島根県竹島報告書に異議あり」(『郷土石見』71号、2006年4月、のちに内藤・朴『竹島=独島論争』新幹社、2007年3月に所収)を執筆してその内容を全面的に批判したのであった。そして『中間報告書』から1年を経て発行されたのが今回の『最終報告書』であるが、いうところの論点整理は特にまとめられているわけではない。またそこには、「文献に語らせる」ような論文が収録されているのでもない。下條座長の論文すらなく、彼は序文にあたる「竹島の日条例から二年」を書いているだけである。ただしそのなかで、私が2005年6月号の『世界』誌に発表した「竹島は日本の固有領土か」について、「竹島の島根県編入を侵略とする韓国側の歴史認識に論理的根拠を与えることになる」といって非難している。それは、「文献に語らせる」という趣旨に反する見当はずれの批判であるので、他の論点とともに、本稿のなかで史料にもとづきつつ反批判を行うことにしている。

ところで、『最終報告書』には、対馬藩による『竹島紀事』が全文解説されて収めてある。それは、1693(元禄6)年より1699年に至る対馬藩の竹島関係記

録であり、いわゆる「竹島一件」にかかわった対馬藩の内部事情をうかがうことができるものである。この史料については、池内敏「竹島一件の再検討一元禄6～9年の日朝交渉」(『名古屋大学文学部紀要・歴史』47号、2001年、のち池内『大君外交と武威』に所収、名古屋大学出版会、2006年)において全面的に利用され、いわゆる竹島一件と呼ばれる日朝両国間の外交交渉が、朝鮮人の竹島出漁禁止を求めて始められたにもかかわらず、日本人の竹島出漁禁止で終るまでの経過の詳細を明らかにした。川上健三や下條正男らも、部分的な史料利用は行っているものの、竹島一件の交渉経過を説明することにはなっていなかった。

本稿では、『竹島紀事』のなかから、安龍福関係を中心にして、先行研究では紹介されていない記事を抽出しつつ、竹島問題解明のための一助にしてゆくことを考えている。私はこれまで主として鳥取藩関係資料を通じて竹島問題を見てきたわけであるが、対馬藩の立場からする『竹島紀事』の記録を、既存の資料とつき合わせることによって、よりたしかな安龍福問題の全体像を描くことができるのではなからうかと思っている。

2 元禄6年の安龍福

1693(元禄6)年3月27日、伯耆国米子に、竹島で出会った2人の朝鮮人が大谷船によって連行され、大谷九右衛門宅に拘留された。

米子に来る前の3月20日から23日までは、隠岐国福浦で番所役人と村役人による取調べがあり、口書が作られるが、その内容はわからない。福浦を出帆するにあたっては、番所から朝鮮人に酒一樽が贈られている。韓国では、この時隠岐島主に鬱陵島は朝鮮の領土であることを訴えるとともに、朝鮮領の島に入ったのに何故に拉致したのかと抗議したとされている(慎鍾廈『史的解明独島(竹島)』インター出版、1997年)。

米子に拘留されている間は、鳥取藩家老の荒尾大和が取調べに当り、1ヵ月後の4月30日には、「唐人ノ口書、並ニ所持候書三通」が江戸の藩邸に送られたことが、鳥取藩の『控帳』にみられる。しかし「口書」などがどのような内容のものであったかは不詳である。

『控帳』の5月11日条には、「アンピンシュン(和語通詞ナリ)気晴に出可申、

色々わやく申候由、外ニ出候事無用ト差函申事、且又酒給申度由ニ候得共、是又書夜ニ三升ヨリ上ハ無用ノ由申達候事」とあり、朝鮮人の1人はアンピンシュンという名前で日本語の通訳であること、外出は許されなかったが、酒は1日3升まではよいとされたことなどが記してある。また岡嶋正義の『竹島考』(文政11年)には、竹島で初めて出会った時に尋ねたところ、「吾在所ハ朝鮮国慶尚道東萊県ノ者ニテ、アンピンシャ、年令四十二才ナリ、是ナル者ハ蔚山ノ人ニテ、トラヘト云ヘリ、年令ハ三十四才ナリ」と答えたとある。

5月26日に朝鮮人を長崎に送ることになり、米子から城下鳥取に呼び寄せ、6月7日に長崎に向け出発、同30日に長崎奉行所に引渡されたと鳥取藩関係史料は記している。

ところが朝鮮側では、安龍福の証言をもとにして、ここで江戸に送られたとか、鳥取藩から交付された銀貨や関白の書契などを対馬で役人に取上げられてしまったという(『朝鮮王朝実録』肅宗22年10月丙午条)。

問題の第1は、江戸に送られたかどうかであり、1694(元禄7)年9月12日の礼曹参判参議の東萊からの返書のなかで、「二人を捕え江戸へ差越され候所、幸に貴国大君の御名察を蒙り、御馳走を以て御送還」と記してあった。これを見た対馬藩では、長崎を江戸と間違えたのではないかと、『竹島紀事』で注記をしている。すなわち、

「但、質人兩人江戸へは罷越さず候得とも、書面に此の如く書載これある外は、兩人の者共長崎を江戸と存じ違ひ、朝鮮へ罷帰り江戸より送り越され候旨申したる故に候」

この件については、さらに翌95年7月6日と12日の記事で詳細が明らかになる。まずは7月6日の「平田茂左衛門書付」である。

「去々年竹島にて召捕られ候朝鮮人帰国仕候て書付を以て公儀に申達候は、此儀江戸の御心にてこれなく候、対馬より江戸への忠節に申上候て仕掛候儀にて御座候、仔細は我々儀竹島にて召捕られ候て、即刻江戸へ連越候処、江

戸にての御吟味には、竹島の儀朝鮮の地にて候を彼国の者召捕参候儀不調法の由にて、右我々召捕候者早速斬罪に仰付けられ候、我々儀は江戸殊の外ご馳走仰付けられ、長崎へ送届られ候、長崎に於て対馬役人方へ請取、段々召捕人の様に仕候て送帰され候と申達候を公儀にても実に受取候ての仕方と伝え承り候」

ここでは帰国後に「書付を以て」公儀に申達したこと、竹島で召捕られて即刻江戸へ連れてゆかれたが、江戸の調べでは、竹島は朝鮮の地であるにもかかわらず、日本人が捕えたことは不調法であるとして、我々を捕えた者は直ちに斬罪に処せられた。我々は江戸では格別の御馳走にあずかり長崎に送られ、長崎で対馬の役人に渡されて以後は、召捕人の様になり送り帰されたと申達したところ、公儀でも真実と受取ってくれたと語り、竹島への朝鮮人の渡海禁止は、対馬藩が江戸への忠節心からいっていることで、江戸幕府の本心ではないとする。

さらに7月12日付の「公儀に御伺被遊様之事」では詳細が語られる。ここでは書付ではなく「漁民共召寄……直に相尋ねられ候処」とある。

まず、江戸行については、「竹島にては縄を掛け囚人に仕り江戸へ送届候、然る所江戸表にては以ての外相替り、ヶ様に仕候段不調法千萬の由にて、彼擲取候者共斬罪に仰付けられ、我々には衣服等を下され、其の上御丁寧なる御馳走にて長崎迄送届候」であった。

長崎への道中は、「駕籠に御乗せなされ、左右よりあふぎ、或は金銀を下され、殊の外結構に仰付けられ」たが、対馬の役人に引渡された後は、「囚人の様に仕り候」であった。

そして「再び彼島へ罷渡らざる候様にと御座候段は、江戸の御心にてはこれなく、偏に対州の心にて御座候由」と言上して、朝廷は「実に尤もと存ぜられ」それより対馬藩を疑うようになったと、その経緯を語っている。

これに対する対馬藩の反論は次の如くである。

「因幡の大守の城府を江戸へ参候儀と申儀第一了簡違ひ」である。そもそも竹島より江戸まで僅か七日で行くなどという行程ではない。又、竹島で漁民を

捕えたのは、前年に重ねて来ない様にと堅く申渡したにもかかわらず、侵境してきたことを咎めて搦め捕えたものである。

因幡の城府へ来た時に御馳走をし、長崎送りの道中に駕籠に乗せ、金銀を与え、左右よりあおいだりしたのは「日本の国風」であって、「大切な囚人程々様に仕る事」であるという。あるいは食あたりや怪我、自害をするようなことがあっては、公儀よりの御咎めがあるので、御馳走をして囚人の心を安んじさせるようにしたわけである。

ところで長崎到着後、役人が金銀を取上げたことについては、道中わがままをいうのに御機嫌をとるために与えたもので、大切な囚人であるから、早々に届けなければならず、そうした非法なことは貴国のために恥かしい限りというべきで、警固の者に返したということであると事情を説明しているのである。

これまで安龍福の長崎送りについては、鳥取藩の『控帳』に簡潔に記してあるだけであった。すなわち、「長崎御奉行の御書、並道中御条目御書出等、右兩人へ相渡申候」(6月5日)、「朝鮮人道中無異、先月晦日長崎へ到着、翌朔日朝鮮人無異議、御奉行へ相渡由」(7月18日)である。これに対して『因府年表』6月7日の条では、「医師、御徒方五人、足軽御小人若干、其ノ外脚力、料理人マデモコレニ付属セラレ」とあり、医師や料理人までつけていたと記していた。そして『竹島紀事』では総勢90余人の大行列であったとする。したがって、前述の道中についての記述内容は確認できないが、「大切な囚人」ということでの特別扱いの長崎送りであったことは十分に推察することはできるのである。

なお『竹島紀事』には、7月1日に長崎での対馬藩による「朝鮮人口上書」と「道具調」、そして9月4日に対馬府中で取調べた時の「朝鮮人口書」が記録されている。隠岐と米子での取調べの内容がわかっているだけに、安龍福を研究する上では貴重な資料であるといえる。

元禄六年七月朔日

朝鮮人口上書並道具

朝鮮人二人申由

一、朝鮮国慶尚道の内東萊郡釜山浦の安ヨクホキ、蔚山の朴トラヒと申す者

にて御座候、私儀蔚山と申す所より竹島と申す所へ^{あわび}若布^{かせぎ}に3月11日出帆仕り、同25日に寧悔と申す所に参着仕り、同所を同27日辰の刻に出帆仕り酉の刻に竹島参着仕り、右の若布持逗留仕居申し候所に、日本人4月17日我々罷在候所に罷出、綿着物杯入置申し候ひら包をおさめ、我々兩人彼方の船に乗せ、即刻午の刻に出帆仕り、鳥取へ5月朔日未刻罷着申し候、常に竹島の儀若布大分御座候段承り申し候に付、船一艘に十人乗組、寧悔と申す所迄罷越候処、右十人の内一人は相煩申すに付寧悔へ罷越申し候、十人の内九人は蔚山の者、同一人は釜山浦の者にて御座候御事

- 一、我々乗船類船共に三艘の内一艘は全羅道の船と承り及び申し候、則人数十七人乗、同一艘は十五人乗、慶尚道の内加徳と申す所の者と承り及び申し候、我々儀日本の様にとらえ越され候に付、^{かの}彼者共儀即刻朝鮮へ罷帰り候共何方に参り候共、前後の儀存じ奉らず候御事
- 一、此度我々共^{あわび}若布取に参り候島の儀、常に朝鮮国にてはムルグセムと申し候、日本の内竹島と申す所の由は此度承り申し候御事
- 一、今度^{こゝ}爰許迄罷越候内警固の衆より御馳走にて罷越候、布木綿衣類等下され申し請候、委細因幡にての口上書に申上候通り相違無御座候御事
- 一、我々共常に祝着を念じ申し候御事
- 一、朴トラヒ歳三十四、安ヨクホキ歳四十に罷成候、然る所因幡にて歳四十三と申上候由に御座候得共、是又言葉^{しか}駢と通じ申さざる候故、相違あるべく御座候哉と奉存候御事
- 右の通竹島へ参り候朝鮮人申上候に付書付差上申し候 以上 (通詞2名署名)

一、布帷子	七	覚	一、煙器	一本
一、湯かた	一		一、葉多葉粉入	二
一、風呂敷	二		一、布帯	一筋
一、鏡	一面		一、木綿布子	一
一、唐傘	一本		一、布足袋	二足
一、布手拭	三ツ		一、かや	一張

右者伯耆守様より朝鮮人に被下之候分

一、木綿 ^{あわせ} 裕	五	一、笠	一
一、布帷子	四	一、木綿 ^{たび} 足袋	一足
一、まんきん	二	一、さすか	一本
一、木綿単物上斗	一	一、虎のきはかの指	一
一、木綿綿引上斗	一	一、船手形	三枚
一、打帯	二筋	一、木札	二枚
一、木綿帯	二筋		

右者朝鮮人持渡候分何茂違い無く請取申候以上

九月三日 対馬府中着

九月四日 大目付門野九郎左衛門が取調

朝鮮人口書

一、我々兩人の内一人は釜山浦の者アンヨグと申し候、一人はウルサンの者バクトラヒと申す者にて御座候、我々一艘に十人乗組候処、一人相煩い申すに付、寧悔と申す所に残し置き、九人乗竹島に罷渡候ウルサンの者 船頭 キムヨチヤキ キンバタイ キンデントイ セコチ イハニ キムトグソイ チャグチャチュン

右一艘に乗組ウルサンより仕出、三月十一日乗組仕、同十五日ウルサンに出船仕、同日ウルサンの内ブイカイと申所に罷着、同辰の刻エンハイ出帆仕、同日酉の刻竹島へ罷着申候、エンハイと竹島の間五十里程もこれあるべきかと覚え申候、朝鮮江原道より東に当り申候島の程朝朝鮮牧の島より大に見へ申候、山の様子峻阻に又高く御座候

一、彼島に鳥類獸類魚類に至る迄別していないもの無御座候、殊に大分居申候

一、彼島に古き小屋をこほち候道具御座候、如何様日本人の住跡の様に被存候

一、彼島の名を朝鮮にてムルグセムと申候

一、彼島の儀日本にて御座候も、朝鮮の地にて御座候も一円存じ申さず候、日本に罷渡候て日本の地にて御座候由、初めて承り申候

一、類船の儀一艘は全羅道の内シュンデンと申所の船にて人数十七人乗組、同一艘は慶尚道の内カトクと申す所の船人数十六人乗組、二艘共に四月五日彼島に参候、二艘の人数船頭を初め存じたる者一人も御座なく候

一、我々の船に食飯の用に米拾俵、塩三俵乗せ参り候、其外荷物無御座候、尤類船の様子も我々乗船同前にて御座候

一、我々彼島に罷渡候儀、^{あわびわかめ}鮑若布大分これある由承り存じ持に罷越候、類船とても其通に御座候、別して商売之心懸にては曾て御座なく候

一、彼島にて日本人と商売曾て仕らず候、類船の儀は如何様に御座候も存ぜず候

一、我々の儀今度初めて彼島に罷渡候、乗組の内キンバタイと申者、去年彼島へ一度持に罷渡様子存ずる者に御座候故、我々も罷渡候

一、カトクの船へ兩人彼島へ前以て一度渡り候者これある由承り及び候

一、我々彼島に罷渡候儀、別して忍び申す儀曾て御座なく候、去年もウルサンの者二十人程罷渡候、尤公儀よりの差図と申す儀もこれなく候、自分の持に罷渡候

一、彼島に朝鮮国より渡り候儀 古より渡来候哉、近年より渡り候哉、左様の様子は曾て存じ申さず候

一、我々は彼島に罷在候内小屋を掛け、小屋の番にはハクトラヒと申す者を残し置き候処に、四月十七日に日本船一艘参り^{てんま}天間に七八人乗候て、右の小屋に参りハクトラヒを捕え天間に乗せ、尤小屋に置き候平包を取寄せ罷出候に付、アンヨグ其所に参り断り申、ハクトラヒを陸へ揚げ申すべしと存じ天間に乗候へは、早速船を出し兩人ともに本船に乗せ早速出船仕り、隠岐国に同廿二日に罷着し申候、其間は洋中に罷在候

一、同廿八日に隠岐国出船仕り、鳥取を発足仕り、同晦日長崎表へ着仕り候

一、鳥取発足仕り長崎表へ廿六日振に罷着し申候、其間所々に御馳走被御付候、膳部一汁七八菜程宛にて御座候、兩人共に乗物にて長崎迄罷通候

安龍福は、安ヨクホギ、アンヨグと名乗っている。米子での取調べでは、アンピンシャ、42歳であることが『因府年表』には記されている。長崎での「口上書」に「因幡にて歳四十三と申上候由に御座候得共、是又言葉駈と通じ申さざる候故相違もあるべく」とあり、自ら相違していることを認めている。年齢が40歳であるとすれば、3年後に隠岐にやって来た時の「四十三歳甲午生」と一致する。

竹島から隠岐へ連行された後は、鳥取を経て長崎まで来たと述べ、途中、隠岐と米子で取調べられたことについては記していない。さきの年齢についての回答も、伯耆ではなく因幡である。鳥取から長崎までの間では、「一汁七八菜」の御馳走で、乗物に乗って送られたことについては前述の通りである。ただし江戸に送られたとは記していない。

竹島については、朝鮮ではムルグセムと知っているが、朝鮮の地であることも知らなかったし、日本に来て初めて日本の地であることを知った。したがって、その島が日朝いずれに所属するかについては明確なたちでの意識はなかったとあってよい。竹島に渡海したのは、^{あび}や^{わか}布が多いと聞いていたからであって、こっそり渡海したわけでもなく、商売するつもりもなかった。自分は今度初めて行ったが、乗組のなかには去年も行った者もいるし、蔚山の者は20人ほども去年渡海している。それは公に命じられたものではなく、あくまで自分の稼ぎで渡海したことなどを語っている。

なお、船には食飯用ということで10俵の米と3俵の塩を積んでいたが、道具調べを見る限りでは鍋や釜をはじめ調理用器具をもっていなかった。どのようにして米を食べたかということが気にかかる。

以上のような安龍福の口上書を通ずる限りでは、『朝鮮王朝実録』が記すような「伯耆州所給及銀貨及文書馬島人劫奪」のうち、銀貨はともかくとして、文書を伯耆州からもらったなどということは考えられないとみるべきであろう。そして1年後に朝廷に呼ばれて訊問された時には、事実を誇張して江戸に行った話などをつけ加えていったものと思われる。朝鮮人の竹島渡海禁止を対馬藩の功名心からと説明するなどである。

3 安龍福の于山島

下條氏は、「松島は于山島だ、朝鮮の地だ」という証言は偽証であるとし、その事実は『磯竹島事略』にみられるという。

「安龍福の供述は『肅宗実録』にも収載され、申景濬はその安龍福の証言を基に、『于山は則ち倭の所謂松島なり』としたのである。……韓国の歴史教科書は、申景濬が改竄した『東国文献備考』の分註を根拠に、独島を鬱陵島の属島とし、安龍福の供述を歴史の事実として教えているのである。だがそれは捏造された偽りの歴史である。それを実証する文献が最終報告書に収録した『磯竹島事略』である。……安龍福の証言が偽証であった事実を確認することができる。」(p.4)

『磯竹島事略』を通じて下條氏が偽証の事実が確認できるというのは、同氏による以下の文言が関係していると思われる—「安龍福が隠岐島に密航して来たのは1696年5月20日、だが対馬藩からの要請を受け、江戸幕府が鬱陵島への渡海禁止を鳥取藩に命ずるのは4ヶ月ほど前の1月28日、鳥取藩米子の大谷村川両家に与えられた渡海免許が幕府に返納されたのは2月9日である。韓国の歴史教科書が教えているような安龍福が鬱陵島で日本の漁民たちと遭遇し、日本に渡って我が領土であることを確認することはなかったのである。……幕府の渡海禁止措置と安龍福の密航事件とは全く関係がなかったのである。」

つまるところ下條氏がいいたいのは、渡海禁止の1月28日、鳥取藩が渡海免許を返納した2月9日でもって、日本人は竹島に渡海することが禁止されたのであるから、4ヶ月後の5月20日に竹島から隠岐にやって来た安龍福は、竹島で日本人に会えるはずはないということである。したがって、渡海禁止に安龍福は無関係であるとする。

ところで『磯竹島事略』に記されていることは、竹島渡海禁止のことと鳥取藩が幕府に渡海免許を返納したということだけである。しかしそのことは、その年から日本人の竹島渡海が禁止されたということの意味するものではない。

米子の大谷村川両家が鳥取藩から渡海禁止のことを通告され、請書を提出するのは8月1日である。このことは『最終報告書』に収録されている鳥取藩『御用人日記』の関係記事が明らかにしているところである (p.42)。1月28日に幕府が竹島渡海を禁止したことは、大谷村川両家は知らなかったのであるから、あるいは例年のように3月に竹島へ出帆していたかも知れない。下條氏だけでなく、ほとんどの論者が、幕府の禁止令が出されると直ちにそれが実施されるものと思っていたから、1696年(元禄9)には日本人は竹島に渡海していないはずだといっていた。

竹島渡海禁止令は、竹島渡海をしていたのは鳥取藩関係者だけに限られていたから、鳥取藩にだけ知らせばよいと幕府は考えており、それも藩主が帰国した時に関係する大谷村川両家に伝達すればよいとされていた。このため安龍福の抗議来藩に対処するために藩主が鳥取に帰った8月1日になったものと思われる。

8月1日ということは、安龍福が鳥取城下のはずれにある湖山池の青島に拘留されている時であり、同5日には帰国してゆく。したがって、安龍福の渡来と幕府の渡海禁止措置とは直接の関係はない。しかしながら、それまでつづけられてきた日朝両国間での「竹島一件」と呼ばれる外交交渉は、1693(元禄6)年に竹島から連行してきた安龍福を送還するにあたって、竹島への朝鮮人の渡海禁止を申し入れたことにはじまるのであるから、全くの無関係とするわけにもゆかないはずである。

もともと『朝鮮王朝実録』肅宗22年9月25日の条に、1693年に日本に来た時、鬱陵・于山両島は朝鮮の領土と地界を定めるという関白の書契を得たと、帰国後に備辺司で供述したとあるが、その事実は日本側の史料では確認できない。さらに1695年の渡海では、竹島で出会った日本人に対して、松島は于山島で朝鮮の島である。お前たちは何故そこに住んでいるのかと怒鳴って叱責した話も事実とは思われない。ただ隠岐に来て代官所の役人に対して「朝鮮八道之図」を提示して、江原道のなかに竹島と松島が属することを明らかにしたことは、隠岐の村上家文書「元禄9丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」に記されている如くである。そこでは「竹島と朝鮮の間三十里、竹島と松島の間五十里」など

と位置関係についても記している。このことは、後述する『竹島紀事』が記している「大方路法一日路余」という記述にも対応するといつてよい。

すでに述べたように、『竹島紀事』には、安龍福に対する取調べで、長崎の「口上書」では、「日本の内竹島と申す所の由は此度承り申し候御事」といっていたのが、対馬府中での「口書」では、「彼島の儀日本にて御座候も、朝鮮の地にて御座候も一円存じ申さず候、日本に罷り渡り候て日本の地にて御座候由初めて承り申候」と述べて、竹島が日本と朝鮮のどちらのものかということについては明確に意識していなかったことがわかる。そうである以上は、安龍福が鳥取藩で鬱陵・于山両島が朝鮮の領土であると主張して、関白の書契をもらったなどということは全く考えられないというべきである。

ところが下條氏は、かねてより安龍福が鬱陵島の北東にある大きな島が于山島だといったことを取り上げて、于山島は松島(独島)ではなく、竹嶼だと強弁する。安龍福がいったという内容は、『竹島紀事』で次のように述べられている。

「質人爰許逗留の内相尋候節申候は、今度参り候島の名は存ぜず候、今度参り候島より北東に当り大き成島これあり候、彼地逗留の内漸く二度見え申候、彼島を存じたるもの申し候は于山島と申候通り申聞候、終に参りたることは無之候、大方路法一日路余もこれあるべき哉と相見え申候由申候、鬱陵島と申す島の儀は曾て存ぜず候由申候、然し乍ら質人の申分虚実斗り難く候得共、御心得の為申し進め候、其元にて能く御聞きなさるべく候」

安龍福は「質人」と呼ばれている。当然に対馬藩による公的な取調べではない。したがって話を聞いた後に、「質人の申分虚実斗り難く候得共」と付言していることに留意しておく必要がある。

彼が「今度参り候島」といっているのは、彼らがムルグセムと呼んでいる島で、それが鬱陵島という名前であるとは知らなかったといっている。その島の北東には竹嶼があるが、すぐ近くであり、「大き成島」でもなければ、「路法一日路余」の距離でもない。その島を知っている者が「于山島」だといったが、このことから下條氏がいうように、「倭の所謂松島」すなわち于山島とするわけに

はゆかないはずで、于山島のルーツを「質人」の発言に求めるのは如何かと思われる。まさに「虚実はかり難く」ではないだろうか。安龍福は麟岐島という島名も知らなかったし、日本でそれが竹島と呼ばれていることも初めて知ったと知っているのである。その竹島に逗留中に二度見たという北東方向の「大きな成島」「一日路法」と見られるところにある島を、「今日の竹島ではない」「地図上に所謂チクトウ（竹嶼）である」と断定することができるであろうか。彼の場合、北東方向にだけこだわっている。しかし『竹島は日韓どちらのものか』（文春新書、2004年）においては、日本に連行された時の体験から、「一日の道程で」すこぶる大きな島を見たとし、北東方向でもない隠岐島を、「安龍福はこの島を日本人の言うところの松島（今日の竹島）、朝鮮側の言う于山島と思い込んでいる」と、隠岐島を于山島と誤認したものと勝手な推論をしている（p.71）。しかし安龍福は、1696年に来日してきた時には、江原道のなかに竹島と松島があり、松島が于山島であると明記していたのである。この松島が于山島（于山島）であるといっていることを、下條氏は説明できない。

そうである以上、「于山島は倭の所謂松島なり」の分註を『東国文献備考』の編さん過程で「捏造されていた」とか「改竄された」とかいうことができるであろうかといいたいところである。

4 竹島渡海禁止令をめぐる

1696（元禄9）年1月28日に、幕府が竹島渡海の禁止を決定するにあたっては、鳥取藩からの幕府への回答が重要な役割を果たした。すなわち、前年12月25日の幕府からの質問に対する回答で、第1項では「竹島は因幡伯耆附属にては無御座候」とあり、第6項で「竹島松島其外両国之附属の島無御座候」として（鳥取藩竹島関係文書「亥十二月廿四日竹島の御尋書の御返書」）。

ところがこの回答書に、幕府が関知しない松島について言及していたことから、幕府は重ねて鳥取藩に対して、「竹島の外松島と申す島、因幡伯耆同へ附属の島に候哉の事」と質問し、鳥取藩は「右松島は両国附属にては無御座候、竹島へ渡海の筋にこれある島にて御座候」と答えている（『磯竹島事略』）。

さらに1月になってからも鳥取藩に質問があり、これに対して鳥取藩は1月

23日に、竹島渡海に参加していたのは伯耆の者だけで、「他領の者の渡海は成り申さず候」と回答し、松島についても改めて詳細を述べている。すなわち、

一、伯耆国米子の町人大屋九右衛門、村川市兵衛船子共より外は、領国の者竹島へ渡海仕候儀成申さず候、尤も他領の者渡海の儀、猶以て成申さず候、大屋九右衛門、村川市兵衛儀は、先年より竹島渡海の儀御免遊ばされ罷越候に付、外より参候儀は決して無御座候、右の船子共竹島へ猟に罷越候節、出雲国隠岐国猟師共雇以て、米子の船子同船にて罷越候、人数は年々相違御座候、出雲国よりは参らざる儀も御座候、大形は出雲国より二三人、隠岐国より八九人程も雇候て罷越候由御座候

一、松島はいずれの国へ付候島にても無御座候由承り候

一、松島へ猟に参り候儀、竹島へ渡海の節道筋にて御座候故、立寄猟仕り候、他領より猟に参り候儀は承らず候、尤も出雲国隠岐国の者は米子の者共と同船にて参り候

鳥取藩の回答は、松島はいずれの国に所属する島でもないこと、竹島渡海の節の道筋にあたり、竹島へ行くついでに立寄って漁をすること、伯耆国以外の者が出漁していることは聞いておらず、出雲国と隠岐国からの者の参加は米子の者と同船であることなどが明らかにされている。このなかで出雲国と隠岐国からの参加について言及されているためか、同26日には松江藩に対しても質問が行われ、以下の回答を得て竹島渡海の有無を確認した。

口上書

一、雲州、隠州の者自分働きの為磯竹へ渡海致し候の儀承り及ばず候、然しながら隠州近年の様子存ぜず候

一、伯州米子町人村川市兵衛、大屋九右衛門、雲州雲津浦より直に磯竹へ渡海致さず、隠岐国迄乗船、彼地より磯竹へ渡海仕候由承候

一、竹島の儀雲州にては磯竹と申候事

一、雲州、隠州より磯竹へ海路難所にて候処、右両国の者米子の者に同船仕

り参候儀、望み申さず候得共、市兵衛、九右衛門船子共年々雇申候に付罷越候事

一、右の通り候故、自分として磯竹へ渡海の儀、決してこれなく候、然しながら隠州の儀は近年御代官所に成候故、委細存ぜず候事

一、委細の儀御尋遊ばされ候は国元へ申遣吟味仕るべく候」(『磯竹島事略』)

出雲と隠岐両国の者が竹島渡海に参加しているのは、村川・大屋両家に雇われて行っているのであり、自分から進んで竹島渡海をしているのではないことを松江藩は回答している。そして隠岐国のことについては、天領代官所支配になつたので委細はわからないというのである。

このことに関連して『最終報告書』のなかで船杉委員は、「鳥取藩の幕府への回答で、竹島松島は因伯附属ではないということだけで、日本が松島を放棄したという解釈は再検討されるべきである」という。それは、同時期に松江藩に対しても照会していることからであるとして、私の『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』での記述を批判している (p.148)。鳥取藩の回答を引用して私が述べているのは、竹島・松島が自領ではないということだけである。鳥取藩は1月23日の回答書でも、「松島はいずれの国へ付候島にても無御座候」と再度答えており、出雲・隠岐両国の者が磯竹島に渡海していた事情を確認したにすぎない松江藩への照会は、全く関係がないのである。

1月26日の松江藩からの回答で、出雲国からは「自分働きの為」に渡海する者はなく、米子船に雇われて同船しているだけであることを確認した幕府は、竹島への渡海禁止は鳥取藩に対してだけ行えばよいと判断する。そしてその上で1月28日に、「向後、米子之町人渡海の儀差止めるべき旨仰せ出され、松平伯耆守方へ奉書を以て相違候事」となる。次いで翌29日に戸田出城守より「昨日奉書の旨は当年御暇帰国以後、米子町人其外へも中渡さるべく候」とする(『磯竹島事略』)。

次いで2月9日に、鳥取藩は竹島渡海許可の奉書を老中に提出した。老中は「今度仰せ出され候上は、右の奉書これあり候ては紛わしく候間、取上然るべしとの事に候、御城に留置候」とある。こうして鳥取藩主に交付されていた奉

書は返還され、幕府による竹島渡海許可は取消しとなるのである。

竹島渡海禁止のことが米子の米子大谷村川両家に伝達されるのは、藩主が「御暇帰国以後」となる8月1日のことであつた(鳥取藩『御用人日記』元禄9年8月1日候)。このことについてはすでに述べたところである。

竹島渡海の禁止令は、たしかに竹島への渡海についてだけ禁止するとあり、松島については何らの言及もしていない。そのため日本政府外務省のホームページも、「幕府は鬱陵島への渡航は禁じたが、竹島への渡航は禁じなかった」と記している。この考え方は、川上健三が『竹島の歴史地理学的研究』(古今書院、1966年)で述べて以来、現竹島の日本領土説を語る人たちによって主張されてきているところである。その場合、石見国浜田浦の会津屋八右衛門の竹島密貿易事件の判決文にある「右もより松島へ渡海の名目を以て竹島に渡り稼方見極め」の文言が例としてあげられるのである。

しかし1837(天保8)年2月21日付の幕府の達は、改めて「異国渡海の儀は重き御制禁に候」といって、特に竹島渡海については、「元禄の度、朝鮮え御渡しに相成り候、以来渡海停止仰せ出され候場所にこれ有り」とする。加えて「遠き沖乗り致さざる様乗り廻すべく候」と、沖乗りについてもしないようにと注意を喚起しているのであつた。「遠き沖乗り」でしか行けない松島への渡海が許されると解釈できるものではないはずである。しかもそれは、元禄度の禁令が鳥取藩米子町人に限られていたのに対して、全国の浦方村町とも洩れなく周知徹底を図るようと厳命した全国規模での禁令の高札であつた(拙著『史的検証 竹島・独島』岩波書店、2007年)。

ところで、安龍福らの鳥取藩への抗議来藩のことが対馬藩へ伝えられたのは、6月23日のことであつた。この日老中大久保加賀守が対馬藩の江戸留守居役を呼寄せて、朝鮮人が隠岐国を経由して因幡国に訴訟のことがあると云って因幡に来着したことを伝えた(『竹島紀事』)。

覚

去る四日伯耆国赤崎へ朝鮮人着岸致し、因幡国へ参り度旨申すに付差留候得共承引不仕、同州青屋と申す浦辺に番人附置候、言語しかと通じ不申候故

願の子細不相知候由松平伯耆守より申聞候、其方家来遣し伯耆守家来申談、
 いづれの願にても長崎へ遣し長崎奉行方にて詮議有之様に申付らるべく候、
 其上にても長崎へ参り間敷由申すにおいては外の所にては取上不申大法之旨
 申含、帰帆候様相達すべき由伯耆守へ申達候間、其趣存せられ右の段家来へ
 申付らるべく候、以上

六月二十三日

対馬藩へ伝達された6月23日の時点では 6月4日の赤碕着岸 6月5日の
 青谷専念寺での鳥取藩儒者との筆談、6月12日の加露東善寺への移動、そして
 6月21日の城下入りと町会所への収容と、現地では事態が推移していた。この
 間江戸藩邸への連絡では、6月13日の第1報、6月22日の第2報が到着してい
 る。したがって6月23日の幕府から対馬藩に対する指示は、国元から江戸藩邸
 に送られた第2報にもとづいていると考えられる。そこでは、朝鮮人は青谷の
 船中に留めていること、藩儒を派遣して筆談したが来意を明らかにすることは
 できなかったこと、竹島訴訟のためではなさそうであることなどが報告されて
 いたはずである。それらを受けた上での老中大久保加賀守による対馬藩への通
 詞派遣の指示であった。

ただ対馬藩としては、もう少し詳細について知る必要があったので、平井半
 兵衛に鳥取藩江戸留守居役の吉田平馬に尋ねさせた。その結果わかったことは、
 訴訟のことであるなら長崎奉行所へ行くべきで因幡の鳥取に行っても無駄であ
 ることを伝えたところ、彼等は立腹し水竿で当方の者を打倒すなどした。11人
 の朝鮮人の内には先年竹島に来たことのあるアンヒチャクがおり、諸事よく承
 知し、日本語がわかるようで、訴訟のことは対馬藩に関係するようにも思われる。
 ただ大久保加賀守へはそのことはいっておらず、何ごとも言葉が通じないこと
 だけを申し上げている。また筆談をしたかとお尋ねについては、筆談をした
 のでは訴訟を受付けたのと同じことになるので筆談はしていないと申し上げた。

対馬藩にかかわることではないかというのは、アンヒチャクが先年竹島に来
 た時、朝鮮で対馬藩が縛ったなどのことをいっているということで、1693（元
 禄6）年12月10日、対馬藩が東萊府に2人の朝鮮人の送還引渡しにあたって、「右

漁民二人為請取之則ち繩掛候体に相見候」とあるのに関連するものと思われる。
 また、1695年になって朝鮮王朝に対しては、「竹島にては繩をかけ囚人に仕り江
 戸へ送り届候」と、尋問に答えた『竹島紀事』に記している。

ところで対馬藩としては、竹島渡海を禁止した幕府の決定を朝鮮側に伝達し
 ていないことについて、「若し渡海差留候段流布仕り候ては、彼国にも伝承すべ
 き哉と奉存候」と憂慮していた。対馬藩では禁止の書付を口上書で以て譯官を
 派遣して伝えることになっていたのであるが、譯官の乗船する船を新造するこ
 とにしており、そのため「秋末冬にも及び申すべく候、左候はば申渡候との御
 案内延引仕るべく候」ということであった。したがって、7月8日の段階では
 まだ朝鮮側には伝えておらず、「アンヒンチャクと申者も乗罷候由に候故、定め
 て竹島の訴訟にてもこれあるべき哉」と、安龍福が鳥取に来たことを聞いて余
 計に心配をしていた。

このため鳥取藩への通詞派遣を幕府より求められた時も、「仮令彼^{たとい}国役人衆朝
 鮮人へ対談仕候様にと申掛られ候共、右の趣中断じ対談無用^{はなし}に仕るべく候」「將
 た又竹島の儀など彼国役人相尋候共存じざる由申し、決して左様の咄等^{はなし}仕らざ
 る様に相心得らるべき旨申渡」と派遣する通詞に対して、鳥取藩との「対応に
 も注意するようにといつていた。

しかし事情は大きく変わっていった。幕府の長崎奉行所に行くべしとした当初
 の方針に対して、対馬藩としては、「日本国と朝鮮国とは古来より契約有之て、
 何事にても対州より取次不申候ては御用届なされざる筈に候故」と、朝鮮国と
 の外交の基本に抵触するとして変更を求めることになる。すなわち、「今度の朝
 鮮人訴訟の儀、古来よりの法を破り対州を差置き、他国へ渡り直に訴訟仕候儀
 不届千万に思召され候間、訴訟の儀御取上なされず候条、因州より直に追返し
 候様に仰付けられ候」ということで、7月24日には鳥取に派遣した通詞に帰国
 を命ずる。

通詞帰国の命は大久保加賀守から対馬藩留守居役に伝えられたが、鳥取藩で
 言葉が通じないため承知しない場合、通詞がゆきがかかり上対談するようになる
 ではないかと申し上げたところ、加賀守は「御大法に背き罷渡りたる朝鮮人の
 儀に候間、此方通詞の儀出合申す儀堅く無用に仕るべき旨御渡され候由」と朝

鮮人との対談はしないようにと強く申付けられた。

対馬藩が派遣した通詞が鳥取に到着する前の8月6日に、「砂掘の上六日に出帆仕候」と『竹島紀事』は記している。鳥取藩の『御用人日記』では、8月6日の条に「(四日に)平井金左衛門儀辻晚庵同道にて、帰帆なされ候様に申聞かせ候、然れ共加路小山の川筋頃日天気続き候故、水浅く船通り兼堀らせ申付候、朝鮮船の出船延引仕り今日加路湊出船仕る段見届、金左衛門帰られ登城」と記し、藩儒を同行して安龍福らの説得に当たり、川ぎらえで船が通行できるようにした上で加路港より出帆したとある。

竹島渡海禁止のことを朝鮮側に通告したのは10月16日である。藩主再任の賀儀に出席した朝鮮の譯官兩名に直面して、「竹島の儀因幡伯耆へ附属と申す事にもこれなく、空島にて伯耆の者罷越漁仕り候迄に候所、近年朝鮮人罷渡り入交り如何に候故、重ねて此方の漁民渡海仕らざる様にと、江戸表で御渡され候旨」を申し渡した。

なお、鳥取藩に來た安龍福がもっていた書物^{かきもの}については、対馬藩の平井半兵衛が鳥取藩江戸留守居の吉田平馬に尋ねた時、「書物など二三通持居、公方様へ差上候書物、或は因幡領主に差出候書物などと申候へ共」と答えたことが、6月24日の『竹島紀事』に記してある。また、1698(元禄11)年4月の礼曹参議からの「竹島一件謝書」のなかには、「……扱又去年の漂人の儀は……其節差出候書簡の儀は誠に偽作に御座候故、其者儀は死罪申しつけ、以来の戒と仕り」という文言がある。これらのことが、安龍福がいうところの鬱陵・于山両島の領有にかかる書であるかどうかはわからないが、公方様(將軍)と因幡領主(鳥取藩主)に宛てた文書をもって、それを鳥取藩が押収したことはたしかである。

5 「竹島外一島」のこと

『最終報告書』の冒頭であげた論点の第1は、1877(明治9)年に太政官が決定した「竹島外一島、本邦関係これなし」のなかの「外一島」は松島(現竹島)ではなく、鬱陵島であると下條座長はいう。竹島の鬱陵島と外一島の松島を「本邦関係これなし」ということをもって、外務省の固有領土論を批判する

内藤の説は誤っており、「韓国側では自説の補強に利用した」と非難する。

報告書にある「竹島他一島、本邦之関係なし」の文言は、正しくは「竹島外一島、本邦関係これなし」である。下條氏は、内藤の説は「文字通り解釈したもので恣意的解釈の域を出ない」という。だがしかし下條氏は、昨年『フォトしまね』161号のなかでは、「外一島」は現在の竹島とみられると記していた。ところが『最終報告書』では、『公文録』関連文書でみると、鬱陵島の竹島と、米子の大谷家が漂着した竹島についての記載があるだけで、現在の竹島については何も書かれていないとする。

したがって太政官が関係なしとした「竹島外一島」は、二つの鬱陵島を指しており、現在の竹島とは関係がなかったという珍説を展開する。それは、当時使用されていた地図が、実在しない竹島(アルゴノート島)と松島(ダジュレー島)を描いていたことに起因するという。

だがしかし、下條氏はおもっもらしく『公文録』や『太政類典』をあげているが、米子の大谷船が漂着したのは竹島(鬱陵島)であり、松島についても、「次に一島あり、松島と呼ぶ、周回三十町許、竹島と同一線路に在り、隠岐を距る八十里許、樹竹稀なり、赤魚獸を産」と『公文録』にある島根県提出の「由来の概略」には記してある。同時に提出された「磯竹島略図」にある島の位置や大きさとも合致しており、下條説は全くの妄論というべきである。

なお、船杉委員はこのことに関連して、「一連の文書では竹島外一島は日本領ではないと書いてあるが、現在の竹島が朝鮮領であるとは書かれていない。現在の独島を韓国領であると日本政府が認めたという解釈は明らかに間違っている。日本領ではないと規定しただけである」と述べて(p.155)、無理なこじつけをしている。

現在の竹島が朝鮮領であるとは記されていない。しかし太政官が日本の版図外と判断するにあたっては、元禄年間の竹島一件の記録を調べ、その時幕府が朝鮮国の竹島領有を認めた交渉結果にもとづいて、内務省が「竹島外一島、本邦関係これなし」と決定したわけで、事実において朝鮮領であることを認めたことを意味している。

6 領土編入をめぐる

国立国会図書館の塚本孝参事は、研究会の委員ではないが、報告書に「奥原碧雲竹島関係資料をめぐる」その他を寄稿している。

奥原が執筆した草稿「竹島経営者中井養三郎氏立志伝」(明治39年)をもとに、中井がリヤンコ島を朝鮮領と認識していたかどうかを問題とする。

中井は、「海図によれば、同島が朝鮮の版図に属するを以て」という記述があることから、朝鮮領の島だと思っていたことになる。しかし海図というものは、船舶の安全航行のために作成されたもので、「領土の範囲を示すものではない」「領有権の帰属とは無関係であった」と塚本氏はいう(p.68)。

この問題については、朴炳渉氏による「明治時代の水路誌と国境画定」(内藤・朴『竹島=独島論争』新幹社、2007年)がある。朴氏は水路誌の発行について、日本領は『日本水路誌』に、外国領は『朝鮮水路誌』など外国の水路誌に記載されてゆき、新しく日本領になった地域は『日本水路誌』に加えられたという。竹島は当初は『朝鮮水路誌』であったが、日本領編入からは『日本水路誌』に記載される。このように、本来は船舶航行のための水路情報を提供していた水路部が「日本の国境画定機関としての役割をになうようになった」と朴氏はする。

『朝鮮水路誌』の編さん責任者である水路部長肝付海軍大佐は、「当該島の所属につき確固とした微證がないことを指摘し、彼我の距離や同島経営状況に照らして、日本領土に編入すべきものである旨を述べたわけである。水路部長の指摘は事実即した正論であって、論者のような政治的意図に基づく強要歪曲などは認められない」と塚本氏はいう。

しかし竹島への彼我の距離は朝鮮の方が近いし、竹島の経営といっても、前年に中井が漁期に短期間出漁した程度で、もとより閣議決定文がというような「移住」の実態などはない。それを「事実即した正論」といえるかどうか。

外務省の山座政務局長の見解については、韓国併合の野心がある疑いや、敵艦監視上に好都合であるなどのことは伏せて、「地勢上より見るも、歴史上より見るも、はたまた時局上より見るも、今日領土編入は大に利益あるを認む」とする『立志伝』の文言だけをとって、「これまた事実即した正論であって、論

者のこのような強要歪曲は認められない」とする。

塚本氏は、「韓国や韓国の領有権主張を支持する日本の論者が挙げる韓国の竹島(独島)領有権根拠」は、「各々の主張自体が不確実であることに加え、いずれも当該島に対する韓国の実効的な占有を示すものではない。……韓国がその島を正確に認識していたことさえ証明されていない。1900年の勅令にある石島が独島を指すことが証明されれば、国家として当該島に対する領有意思を示したものと言えようが、その場合でも、この勅令の前後における韓国政府又は韓国国民による“占有”の所為はなかった」と主張する(p.71)。

私たちは、日本側でリヤンコ島(現竹島)を韓国領と認めている事例を示してきた。その一例が、私の『竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史』(多賀出版、2006年)であげた田淵友彦の『韓国新地理』(博文館、1905年)である。江原道鬱陵島の属島としてヤンコ島を記しているが、これに対して船杉委員は「地理的状况を記すのみで、鬱陵島に附属する島であるとか、どこの領土に属するとは書かれていない。このことをもって日本の地理学者が韓国領と認識していたと断定するのはいいすぎではないか」という(p.154)。韓国のことを書いている本で、わざわざ韓国領であることを特記する必要はないはずで、船杉氏の見識を疑いたい。

このほかに、1903年刊の葛生修亮『韓海通漁指針』(黒龍会出版部)、1904年刊の岩永重華『最新韓国実業指針』(博文館)でも、江原道鬱陵島に属するヤンコ島として記述しているのである。これらはいずれも日本人の韓国進出を奨励するために刊行されたガイドブックであり『韓海通漁指針』には農商務省水産局長の牧朴貞が、『最新韓国実業指針』には外務省政務局長の山座円次郎がそれぞれ序文を寄せている。しかも重要なことは、この牧と山座の両名は、肝付水路部長とともに、中井養三郎の領土編入申請において決定的ともいってよい役割を果たしたのである。その人たちが、ヤンコ島は韓国領であるとする本に序文を書いていたのであった。したがって、塚本氏がいうように、「韓国の実効的な占有を示すものではない」「韓国がその島を正確に認識していたことさえ証明されていない」とする批判は当たらないのである。

なお、池内敏氏の教示によれば、日本政府外務省が1898(明治31)年当時、

ヤンコ島を「韓国松島」と呼んでいたことが、下記の通信文でわかるとする。
松島はリヤンコ島（ヤンコ島）である。

「韓国江原道平海蔚陵島人32名が韓曆3月5日釜山ヨリ蔚陵島へ航海ノ途、
風波ノ為メ韓国松島沖ニ漂流中……」(長崎県知事より外務大臣へ、明治31年
5月16日)

「韓国松島沖ニ漂流中、露国汽船ピータルスボルグ号ニ救助セラル」(外務
次官より釜山領事へ、明治31年11月22日)

(『困難船及漂流民救助雑件』朝鮮国之部、外交史料館蔵)

この限りでいえば、外務省も長崎県知事も、1877（明治9）年の太政官決定
の通り、「外一島」を江戸時代以来の名称である「松島」と呼んで、それを明ら
かに「韓国」領と認識していたのである。現竹島はこの時期を通じて韓国領の
「松島」であり、その後「ヤンコ島」と呼ばれるようになるのであった。